

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けた中小事業者を支援！

高砂市休業要請外中小事業者 経営継続支援補助金

申請期間延長

高砂市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが特に大幅に減少し、経営の安定に支障が生じている中小事業者に対し、支援補助金を交付します。

(注：既に高砂市又は兵庫県より同種の補助金を受けている、又は受ける見込みのある方は対象外)

補助対象者



※必ずご確認ください。

- 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小事業者で、令和2年3月31日以前に創業し、支援補助金の交付の申請の時点において事業を営んでいる実態があること。
- 令和2年4月又は5月の売上げ、前年同月対比で50パーセント以上減少していること。ただし、中小事業者が令和元年5月2日以降に創業したなどの理由により前年4月又は5月の売上実績がない場合又は当該売上実績が不明の場合は、令和2年4月又は5月の売上げ、次に掲げるいずれかの売上と比して50パーセント以上減少していること。
 - ・令和元年10月から12月までの3箇月間の平均月間売上
 - ・令和元年12月の売上
 - ・令和2年1月から3月まで、令和2年2月から4月まで又は令和2年3月から5月までの3箇月間の平均月間売上
 - ・平成31年4月及び令和元年5月の売上げが不明な場合においては、市長が認める見込みの売上
- 県・市町協調による休業要請事業者経営継続支援金の支給対象者でないこと、及び高砂市中小事業者事業継続支援給付補助金(10万円)を受けておらず、又は今後も受ける見込みがないこと。

申請期間

令和2年7月15日から8月31日まで(当日消印有効)

※申請期限を10月31日(土)まで、2箇月間延長します。

申請方法

新型コロナウイルスの感染防止のため、申請手続きは、原則郵送とします。
※予約以外の、担当窓口での申請手続きは受け付けませんので、お電話でご予約ください。
高砂市役所 産業振興課担当窓口係 (079-443-9030)

補助金の額

1 補助対象者 (1 事業者) につき、一律15万円

交付申請に必要な提出書類

- ・支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ・経営状況確認書(様式第2号)
- ・その他添付書類
(誓約書、本人確認書類の写し、確定申告書など)

中小事業者やその他の同等の者とは

中小企業基本法(第2条第1号及び第5項)に規定する中小企業者(及び小規模企業者)をいいます。なお、公共法人(法人税法第2条別表第1参照)を除く、財団・社団法人、学校法人、NPO法人等の各種公益法人を含みます。

※申請書類は、市ホームページ【<http://www.city.takasago.lg.jp/index.cfm/19,75369,194,949,html>】よりダウンロードしてください。

★ 問合せ・申請先 (郵送先) ★

- ◆ 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1
- ◆ 高砂市役所 生活環境部 環境経済室 産業振興課 (商工観光労働係:窓口)
- ◆ 電話/079-443-9030 (直) E-mail/tact2930@city.takasago.lg.jp